

申告が必要な人

該当年の1月1日時点、藤枝市に住んでいて、所得税の確定申告をする必要がない次のいずれかに該当する人

- 年末調整をされた給与所得または公的年金等所得があり、その他に20万円以下の所得がある人
- 勤務先から給与支払報告書が藤枝市に提出されていない人
- 社会保険料控除や生命保険料控除などを受けようとする年金や恩給の受給者
- 営業等所得・農業所得・不動産所得・譲渡所得がある人

※収入がない人で以下のいずれかに該当する人も申告が必要です

- 保育料や児童手当、公営住宅入居などの申請に所得証明などの書類が必要な人
- 国民健康保険税の低所得世帯軽減、高額療養費支給申請、国民年金保険料免除申請が必要な人
- 重度障害者（児）医療費助成や自立支援医療の更新に所得の把握が必要な人

申告を必要としない人

- 所得税の確定申告をする人
- 給与所得または公的年金等による所得のみの人で、勤務先や公的年金等の支払者から藤枝市に給与または公的年金等の支払報告書が提出される人

※平成23年分所得税の確定申告より、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告書の提出義務がなくなりました。（ただし所得税の還付を受ける場合は、従来どおり確定申告書を提出してください。）市民税・県民税で所得控除（扶養控除・社会保険料控除・医療費控除・生命保険料控除など）を追加して受けるには、市民税・県民税申告が必要となります。

申告に必要なもの

- ① 市民税・県民税申告書（窓口にて申告書を作成される方は、窓口に申告書の用意がございますので不要です）
- ② マイナンバーが確認できるもの、及び本人確認書類（例：マイナンバーカード、又は通知カード＋運転免許証など）なお、代理人の方が申告される場合は委任状等が必要です。
- ③ 源泉徴収票や支払調書などの所得の内容がわかるもの
- ④ 事業や不動産などの所得がある人は帳簿、領収書や収支明細書
- ⑤ 社会保険料（国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料など）の納付額がわかるもの（お知らせハガキなど）・国民年金保険料の控除証明書
- ⑥ 各種控除を証明するもの（生命保険料・地震保険料等控除証明書、寄附金受領証明書など）
- ⑦ 医療費控除の明細書（国税庁ホームページ参照）
セルフメディケーション税制を適用される方は「一定の取組（特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診）」を行ったことを明らかにする書類（領収証や結果通知表など）
- ⑧ 障害者控除を受ける人は、障害者手帳など確認ができるもの
- ⑨ 配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の所得を把握できるもの

※その他必要書類については藤枝市課税課市民税係までお尋ねください。